互助会から

今年度退職される方へ！思いでづくりの旅補助金

退職年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日の間）に家族と1泊以上の旅行をした場合、2万円を補助します。

62歳での定年退職者が対象です。

また、自己都合により55歳以上で退職する場合も、これまでどおり補助します。

※役職定年し、引き続き正規職員として勤務する場合は、退職にあたりません。



提出書類

1　思いでづくりの旅補助金請求書

所属事務担当者にお願いし、「共済・互助会システム」で作成していただいてください。

2　宿泊先又は旅行会社の2万円以上の領収書（原本）

人数及び宿泊費の支出が確認できるもの（領収書で確認できない場合は領収書と行程表等を添付）。

Q&A

Q. 交通費だけで2万円以上の領収書がありますが、補助をもらえますか。

A. 宿泊したことを確認する必要があるので、宿泊費の領収書も提出してください。交通費だけでは補助金は給付されません。

Q. インターネットで旅行の申し込みをし、クレジットカード決済をしたため、宿泊先からの領収書が発行されませんでしたが、補助をもらえますか。

A. クレジットカード決済をした時にパソコンの画面に表示される領収書（宿泊の内容も記載されているもの）をプリントアウトして提出してください。

Q. 領収書はレシートでもいいですか。

A. 会員氏名、金額、宿泊したことがわかる内容が記載されているものであれば、レシートでも補助できます。内容に不足がある場合は、別途旅行の行程表など、宿泊費を支出したことが確認できるものを添付してください。

Q. フルタイムの再任用、育児休業代替職員や臨時的任用職員は給付の対象になりますか。

A. 55歳以上で退職する年度の旅行であれば対象になります。ただし、過去に給付を受けていない場合に限ります。

令和9年度「育英・生活年金事業」の更新及び新規加入の募集案内

★1年契約の団体生命保険です。（保険期間：令和9年4月1日～令和10年3月31日）

★死亡又は高度障害になられたとき、保険金をお支払いします。

★掛金（1口880円（令和8年度））は、毎月給料の口座から控除します。

★1口の掛金に対する保険金額は400万円で、本人は5口、配偶者は2口まで加入できます。

★保険金は、一括又は年金形式で長期にわたり受け取ることができます。

★毎年、余剰金に応じて配当金が還付されます。（※詳細は、10月上旬ごろ別途通知いたします。）

10月中旬から教職員互助会が委託する生命保険会社の職員が、皆様の職場にお伺いします。
既に加入している方は継続を、未加入の方はぜひこれを機会に加入をご検討願います。